

脳脊髄液減少症の診断・治療の推進及びブラッドパッチ療法の保険適用を求める意見書

脳脊髄液減少症とは、交通事故、スポーツ外傷、落下事故、暴力等、頭頸部や全身への衝撃により、脳脊髄液が漏れ続け、頭痛、首・背中の痛み、腰痛、めまい、吐き気、視力低下、耳鳴り、思考力低下等の様々な症状が複合的に発症する疾病と言われている。

医療現場においては、このような症状の原因が特定されない場合が多く、患者は「怠け病」あるいは「精神的なもの」と判断されてきた。また、この疾病に対する治療法として、硬膜外自家血注入療法、いわゆるブラッドパッチ療法の有用性が認められつつも、保険適用外であり、診断・治療基準も定まっていないため、患者本人の肉体的・精神的苦痛はもとより、患者家族の苦労も計り知れないものがある。

平成23年度の厚生労働省研究班による「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」の報告書に、「交通事故を含め外傷による脳脊髄液の漏れは決して稀ではない」と明記された。昨年5月にはブラッドパッチ療法が「先進医療」として承認され、7月から平成26年度の保険適用を目指し、基準作りが開始された。

よって、羽村市議会は、国会及び政府に対し、以上の現状を踏まえ下記の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」を平成26年度以降も継続し、「診療ガイドライン」の早期作成とともに、子どもに特化した研究及び周辺病態の解明を行なうこと。
- 2 ブラッドパッチ療法の治療基準を速やかに定め、保険適用とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月18日

東京都羽村市議会議長 瀧 島 愛 夫